

第 2 回

(仮称) 町田市手話言語条例検討部会

2026年1月20日 (火)

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時56分 開会

○篤永担当係長 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。少々時間より早いですが、これより第2回（仮称）町田市手話言語条例検討部会を開催させていただきます。

本日の司会を務めます障がい福祉課総務係担当係長の篤永です。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の出席者の確認をいたします。

越智委員、砂田委員、杉野委員、木村委員、寄林委員、高田委員、陶山委員、以上の7名です。

続きまして、本日の情報保障について御案内いたします。

本日は、手話を母語とする委員を中心に議論を行いますので、座席の中心に手話通訳者2名を配置しております。また、木村委員への情報保障として、木村委員の横に要約筆記者の座席を配置しております。そして、本日は、傍聴席に手話を必要とする方が参加しておられますので、傍聴者向けの手話通訳者を配置しております。この手話通訳者は、日本語で発言する委員の発言を手話通訳する役割としており、手話で発言する委員の手話が見える位置に傍聴席を配置しております。

各委員の皆様におかれましては、手話通訳及び要約筆記の時間を確保するために、間を空けて発言していただきますよう御協力をお願いいたします。

情報保障の御案内は以上となります。

続いて、議事録作成上の留意事項を御案内いたします。

本日、会議の議事録作成のため、委託業者の会議録研究所が同席しております。正確な議事録作成のため、発言される方は、指名されたら御自身のお名前をおっしゃってから発言していただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の検討部会を傍聴される方への注意事項を御案内いたします。

傍聴される方は席に置かせていただいた注意事項を確認し、注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。特に、本検討部会は撮影、録音を禁止しております。

また、座席に配置した資料は会議の結果、内容が変更になる場合があるため、お持ち帰りいただくことができません。本日の議事録と確定版の資料は後日、町田市ホームページで公開いたしますので、そちらを御確認いただきますようお願いいたします。

傍聴される方への注意事項は以上となります。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

1枚目が、本検討部会の次第でございます。以降は資料の右上に資料番号を掲載しております。資料番号に沿って御案内いたします。資料1「第1回（仮称）町田市手話言語条例検討部会 議事整理（案）」、資料2「手話言語条例の検討に関するアンケート調査 概要（案）」、資料3「聴覚障がいのある方の意思疎通に関するアンケート調査 調査票（案）」、資料4、聴覚障がいのあ

る方との意思疎通支援に関するアンケート調査票（案）、資料5「手話言語条例学習会兼懇談会概要（案）」、以上5点の資料をお配りしております。

お手元で不足しているものがございましたら挙手でお教えてください。

それでは、ここから本日の議題に移らせていただきたいと思います。

ここからは、越智部会長に進行をお任せしたいと思います。

○越智部会長 部会長の越智です。これから進行を担当いたします。よろしくお願いいたします。
傍聴席の方は、見えますか。

第1の議題として、前回の話の内容を確認したいと思います。事務局から、説明をよろしくお願いいたします。

○鈴木係長 事務局の鈴木です。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、資料1「第1回（仮称）町田市手話言語条例検討部会 議事整理（案）」という資料の説明をさせていただきますと思います。

第1回の検討部会では、4つの議題について議論をいたしました。

1つ目の議題として、「手話言語条例について」と題して越智部会長から講演をいただきまして、その内容について皆様から御意見をいただきました。2つ目の議題として、検討部会で何を検討するか、主な検討事項（案）について検討させていただきました。ページをめくっていただいて2ページ、3つ目の議題として、検討部会の検討スケジュール（案）をお示しして、その内容について御意見をいただきました。続いて4つめの議題として、「アンケート調査の実施及び学習会兼懇談会の開催について」と題して、アンケートを実施することと学習会兼懇談会を実施することを提案させていただいて、皆様から御意見をいただきました。

このような流れで前回は議論させていただきました。

1ページにお戻りいただきまして、まず「手話言語条例について」のところを御覧いただきたいと思います。

こちらについては、委員の方から合計で6点の御意見をいただいております。

1つ目は杉野委員からの御意見ですけれども、このような地域社会になってほしいという地域社会の在り方について御意見をいただきました。2点目、3点目、4点目については、言語としての手話とコミュニケーションとしての手話の御意見を皆様からいただいて、日本手話と日本語対応手話の関係などについて御意見をいただきました。5点目についても、その日本語対応手話と日本手話の整理について発言していただいた方がおられます。6点目は、手話の普及の立場でどのようなことが必要かについて御意見をいただいております。

次に、2番目です。こちらは検討事項を我々から提案させていただいて、それに対する確認の御意見をいただきました。

2 ページの一番上を御覧ください。

例示として手話サークルのお話をさせていただいたんですけれども、砂田委員から「手話講習会の議論もすることができるか」という御質問をいただいて、こちらは「当然議論の対象になります」ということでお答えさせていただいているところです。

次に項目3、検討部会の検討スケジュール（案）についてということで、今後のスケジュールの御説明をさせていただきました。前回議論した懇談会に「検討部会の委員がどのように関わるか」という御質問をいただいて、「皆様にも御参加いただく予定です」とお答えさせていただいた経過がございます。

次に項目4、アンケート調査の実施及び学習会兼懇談会の開催については、陶山委員からアンケートの重要性についてお話をいただいたり、実際にアンケートでどのような設問を取り上げたらいいかという御意見、また、調査対象者ですね。「手話を必要とする聴覚障がいのある方」と我々が提案したんですけれども、「もっと幅広く聞いたほうがいいのではないか」という御意見などもいただいております。

その他、様々御意見いただきましたけれども、あとは資料を確認していただいて、御自身の発言の趣旨がちょっと違うとか、私、こういう趣旨ではなかったなというところがあれば、この場で御発言いただいても結構ですし、後日、第1回の議事録を皆様にお送りいたしますので、そちらで訂正いただいても構いませんので、遠慮なく御発言いただければと思っております。

事務局からの説明は、以上になります。

○越智部会長 説明ありがとうございました。

今の説明について、質問や意見などがあれば、どうぞ挙手をお願いいたします。

○砂田委員 今、一番トータルコミュニケーションについてのお話は学校関係なので、今後、その内容に関しても含めることが大切だと思うんですけれども、それについてはどうでしょうか。含めてほしいと思うんですけれども、トータルコミュニケーションについて、どうでしょうか。

第1回の検討部会では、越智部会長からトータルコミュニケーションのお話しをしていただいたかと思えます。その内容が漏れているような気がするんですが、どうでしょうか。

○鈴木係長 越智部会長から御説明いただいた内容は、議事録では詳細に残っておりますが、今回は、説明者であった越智部会長の御意見よりも、部会の委員の皆様から出た御意見を取り上げております。トータルコミュニケーションの議論についてはしっかり議事録に残っておりますので、そちらで確認いただければと思っております。

○砂田委員 分かりました。

○越智部会長 こちらは要約という意味でしょうかね。

○鈴木係長 おっしゃるとおりです。

○越智部会長 ほかに御意見ありますでしょうか。

○寄林委員 前回の会議での私の発言で、文部科学省が公表した手話に関する文書についての確認をさせてください。その文書というのは、令和2年3月に発行した「聴覚障害教育の手引」という冊子です。その中に、手話には大きく日本手話と日本語対応手話があるという受け止め方をされてしまうような内容が書いてあることに対して、全日本ろうあ連盟から「誤解が生じないようにしてほしい」ということで、『「手話の捉え方」について』という文書が示され、それも併せて文科省のホームページに掲載されました。「日本語対応手話」という言い方が、最後に「手話」がつくので手話の範疇と捉えられがちであるが、基本的には、日本語を手指で表すという意味では日本語の身体的表現というか、手の動き等を使った日本語の表し方という捉え方をしてもらいたいということです。そういう意味で、日本語と異なる言語としての手話、いわゆる日本手話に関しては「手話言語」、手話言語の単語を日本語の語順や文法に当てはめることにより日本語を手や指で表現する手段を「手話（日本語の手話）」といった表し方をしてはどうか、といった提案がされています。

この「日本語対応手話」という言葉が、一般に我々手話通訳者や聞こえない人たちの中で使われている意味や、全日本ろうあ連盟が示しているような意味など、いろいろな捉え方があるので、その辺はまた整理して考えていく必要があるのかと思っています。

○鈴木係長 寄林委員、御発言ありがとうございました。

第1回の検討部会から本日の検討部会までの期間が短かったこともあり、現時点において議事録を共有することができておりません。いま、御発言いただいた発言内容の整理については、第1回の議事録を皆様に共有させていただく際に、発言内容の修正なり訂正が必要な箇所がありましたらぜひ御意見をいただければと思います。第1回検討部会に限らず、そのように運用していきますので、ぜひ御意見をいただければと思います。

○越智部会長 寄林委員の発言について、私から一部補足します。

手話の捉え方については、色々な考え方があるんですね。全日ろうの考え方が完全に正しいというわけでもありません。この検討部会の中ではありませんが、これから整理したいとは思っております。ほかに何かありますでしょうか。

なければ、細かいことは議事録で確認をお願いします。次に進みますが、いいですか。

それでは次に、今日のメインテーマであるアンケート調査について話し合いを始めたいと思います。ここからの進行は、まとめて議論すると混乱しますので、資料を1つずつ説明いただき、資料ごとに質疑応答と分けていくほうがいいと思いますので、それをお願いいたします。

では、1つ目の資料について、事務局からお願いします。

○鈴木係長 部会長の命に従って、説明させていただきます。

まず、資料2「手話言語条例の検討に関するアンケート調査 概要（案）」から御説明させてい

たきます。

こちらについては第1回の検討部会でもお示した内容ですけれども、委員の皆様から御意見をいただいて変えた箇所や、状況が変わって変更になった箇所を中心に御説明させていただきたいと思えます。

まず、(1) 調査対象です。

こちらが一番大きな変更点ですけれども、変更前は「手話を必要とする聴覚障がいのある方」ということで、手話通訳利用者を対象とする想定としておりました。しかし、越智部会長をはじめ委員の方々から「手話通訳を使っていないろう者の方々の意見も聞くべきではないか」という御意見をいただきました。

そのご意見を踏まえて事務局で検討させていただきまして、対象者の見直しを提案いたします。

身体障害者手帳で、総合等級のほかに部位別の等級というものがあります。聴覚障害や上肢、下肢の機能障害や音声・言語・そしゃく機能障害など様々な部位別の等級があるんですけれども、この中で、聴覚障害の部位別等級の2級、3級をお持ちの方を対象とさせていただきたいと思っております。

部位別等級の聴覚障害は、2級、3級、4級、6級と4つの等級がございますが、町田市内で手話通訳を利用している聴覚障がいのある方の等級を調査したところ、全員が2級と3級でした。4級と6級は、高齢の方々で補聴器を必要とする方々で手帳を取られた方が多く、これらの等級を加えてアンケート調査をすると手話よりもそれ以外の支援の議論が中心になってくると考えました。

そのため、事務局からの提案としましては、部位別等級2級、3級をお持ちの方、こちらは、この検討部会の直前に抽出した時点では547人が対象になるんですけれども、こちらの方を対象とすることを提案いたします。

この中には、ほかの機能の障がいがあつて総合等級1級という方も当然含まれてきます。そのため、あくまで部位別等級の2級、3級をお持ちの方だということをまず前提とさせていただきたい、そのように考えております。

続きまして、事業者向けアンケートの対象について、現時点の調整状況をお伝えいたします。

第1回検討部会においては、商工会議所や法人会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市内にあるバスや鉄道の運行事業者などを想定して準備を進めておりました。ところが、当初想定していた団体以外からもアンケートへの協力に関する提案をいただいたところもありまして、この対象が変更になる可能性もございますのでご承知おきいただきたいと思います。

続いて、変更点というか、明確にした点を御説明させていただきます。

(4) の調査期間をご覧ください。

調査期間については、当事者、聴覚障がいのある方を対象にする調査は2月1日から2月20日ま

でとさせていただきたいと考えております。こちらについてはwebフォーム以外に紙の調査票での調査を予定しており、その内容の入力、集計、分析する期間を必要とすることから、事業者向けのアンケートよりも若干締切りを早めております。

続いて事業者向けのアンケート調査については、2月1日から3月2日までとしております。事業者向けのアンケートは紙での調査がございません。すべてwebフォームを通じた調査としていることから、調査期間をやや長めに取らせていただいております。

続いて（5）の周知方法の変更点についてご説明いたします。

もともと手話通訳を利用している方を対象にする想定でしたので、手話通訳利用者の方には郵送で周知し、それ以外の方には町聴協や手話サークルを通じて周知する想定でいたんですけども、今回、調査対象を幅広くすることにいたしましたので、対象の方547名に対して、すべて郵送で調査票を送付させていただきます。

次に、商工業・医療機関・公共交通機関関連団体につきましては、連合団体や代表団体へ周知方法を相談し、最適な方法で周知をしてまいりたいと考えております。こちらは各団体と今、調整が進んでいるところでございます。

詳細な状況を説明をすることはできませんが、医師会、歯科医師会、薬剤師会などは調査協力の内諾をいただいております。商工会議所や法人会は、陶山委員のお力をおかりしながら関連団体との調整を進めてまいりたいと考えております。鉄道やバス等の交通については、町田市役所の中に交通事業推進課という課があります。そちらに仲介していただいて、交通事業の団体にも調査の御協力をいただく予定としております。資料2の説明は、以上になります。

資料2の内容について、皆様から御意見をいただきたいと考えております。

○越智部会長 ありがとうございます。

検討内容としては、変更のあった対象者、そして期間、周知方法の3つになるかと思えます。

まずは意見の前に質問を受けましょう。質問ありますか。

○陶山委員 町田商工会議所を代表して参りました陶山でございます。

今、行政から御説明があったとおりですが、私は商工会議所から参っておりますけれども、町田の経済団体ということで言うと、主な団体に法人会というものがございまして、その担当の方にもアンケート調査の依頼に、近いうちに行政担当と一緒に行ければということで段取りを進めているところでございます。

町田市内で企業経営なさっている方は、商工会議所の会員でもあり法人会の会員でもある方が多いんですけども、両方の団体にしっかりお話しさせていただいて、御協力をお願いするほうがよろしいのではないかとということで、今、そんなことを計画しております。

プラスして、町田市青年会議所というものがございます。町田市内の40歳までの企業経営者の集

まりです。前回の会議でも申し上げましたが、実は昨年12月3日に「心のバリアフリーの日」というのを開催して、町田市内、インクルーシブなまちづくりということで事業をささやかに開始したんですけれども、そのときに、何と申しましょうか、「やりましょう」「協力させてください」と言ってくれた方は比較的若い経営者の方たちで、身構えずに「何も順次できていないですけれども、ぜひ来ていただきたいです」といった意見をいただいたのは若い経営者が多くて、先ほど申し上げた青年会議所のメンバーが本当に協力してくれました。

そんな背景もございますので、ぜひ町田青年会議所にも、場合によっては行政の担当の方と御説明、御挨拶に出向かせていただいて、ぜひ今回のアンケートへの協力を求めていきたいと思っております。

○越智部会長 ありがとうございます。

地域の青年会議所は、比較的福祉関係に積極的なところが多いんですが、事務局はご存じですか。

○鈴木係長 存じております。

○越智部会長 そういう話し合いをやっている積極的なところもあるので、いい意見がいただけると思います。

○鈴木係長 御意見いただきまして、ありがとうございます。

今の陶山委員の御提案を前向きに受け止めさせていただいて、青年会議所にもぜひ声をかけさせていただきたいと思っております。このように地域に広がっていくことで聴覚障がいへの理解や手話の普及が進んでいくと思いますので、陶山委員の御提案を踏まえて、青年会議所もアンケートの対象とさせていただきたいと考えております。

ほかの委員の方からも御提案がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

○越智部会長 ほかに、御質問どうぞ。

○高田委員 高田と申します。

今、玉川大学の工学部に1名、芸術学部に1名、ろう者が入学しています。前々から和光大学にも聞こえない学生がたくさん入学していて、大学で手話を必要とする学生さんもいると思うんですが、そういう方たちが現状どのように大学から情報保障を受けているのかみたいなことも聞いていただければありがたいと思います。

町田市にはもう一つ、桜美林大学もありましたかね。その3大学にアンケート調査をお願いしたいと思っております。

○越智部会長 実は私は和光大学を卒業しているんですけれども、たくさんいましたね。私の同期だけでも二、三人おりました。全体でも10人ぐらいいたと思います。ですので、どうでしょうか。

○鈴木係長 高田委員、越智部会長、御提案ありがとうございます。

おっしゃるとおり、市内に本部がある大学としては先ほどの玉川大学、桜美林大学、和光大学が

あります。それ以外に、町田市内にキャンパスを有する大学として、法政大学や国士館大学など、様々な大学がございます。市役所の中に大学のネットワークを持っている企画政策課というところがありまして、そこを通じてアンケートの御協力をいただくことは可能だと考えておりますので、皆様がよろしければ大学も対象に含ませていただきたいと思いますと考えております。

もし、そのようにする場合に、1点だけ御提案させていただきたいのが、後ほど説明する調査票の業種の選択肢に「大学」というのがないんですね。後ほど調査票の提案を改めて提案させていただきますけれども、業種に「大学」を付け加えることを皆さんに認めていただけるようであれば、対象とさせていただきたいと考えております。

○越智部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ありますか。

○寄林委員 寄林です。質問です。

大学を対象とするということですが、基本的には町田市に在住の学生さんが対象となるのでしょうか。大学そのものが町田にあれば、大学に在籍している方全部ということでしょうか。

○鈴木係長 ご質問ありがとうございます。事務局から委員に確認をさせてください。

今の議論の対象は、事業者としての大学。高田委員、そのような理解で大丈夫ですか。

○高田委員 そうです。

○鈴木係長 学生さんですとキャンパスに来られる方はかなり幅広くて、調査するのが難しいので、高田委員の御発言の事務局としての受け止めとしては、聴覚障がいのある方が入学する大学として、どのような配慮をしているか、どのような配慮ができるかを把握したほうがいいのではないかとという御意見だったと受け止めております。2つの調査票がありますけれども、後ほど御紹介する資料4の事業者向けのアンケートで市内にキャンパスを有する大学に対して調査することを想定してまいりたい、そのように考えております。

○寄林委員 大学に通っている聴覚障がいの学生さんに対するいろいろな調査とか、サポート状況を調べたりということで、筑波技術大学が本拠地となって活動している日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク——PEPNet-Japanという機関がいろいろな情報を集めています。そういったところの調査と被るところもちょっとあるのかなと思うので、その辺を参考にしていこうということもあると思っています。

○鈴木係長 御提案ありがとうございます。

今回は、聴覚障がいがある方へどのような配慮ができるかという視点で、町田市内の事業者という軸を揃えて調査をしたいと考えております。今、御意見いただいた調査なども来年度の議論で参考にしたりしながら、ぜひ条例検討の議論を進めてまいりたいと思っております。

○木村委員 友の会の木村です。

要約筆記の見落としがもしかたありませんけれども、ちょっと確認させてください。

医療機関で歯科医師と書いてあったんですけども、医療機関の中でも耳鼻咽喉科関係が中心になるのではないかと考えているんですけども、そちらを中心に尋ねるのでしょうか。

もう一点、大学の話が出ましたけれども、高校、小学校、ろう学校までは含めないのでしょうか。その2点、お願いします。

○鈴木係長 ご質問ありがとうございます。

まず、医師会の考え方について御説明させていただきます。私から「医師会と歯科医師会」という言い方をいたしました。それに関して、聴覚障がいとは耳の話だから耳鼻咽喉科が調査の主な対象になるのかという御趣旨だったと考えております。

聴覚障がいのある方も、ご自身の体調に応じて様々な診療科の医療機関を受診されると思います。今回の調査では、そのような受診機会に受診する医療機関における意識や配慮を確認したいと考えておりますので、耳鼻咽喉科も含めた医療機関を対象としたいと考えております。町田の医師会は、歯科以外の診療科は医師会に加盟しておりますので、医師会と歯科医師会にご協力いただくことで、幅広い診療科の医療機関に回答いただけると考えております。

次に、学校についての御質問です。現時点での想定ですけれども、小学校、中学校は基本、義務教育で、市の教育委員会が学校を設置しております。高校については都立学校が基本で、市内にある私立学校は桜美林大学や玉川大学、和光大学の附属の高校などもありますけれども、大学附属の学校が中心ですので、大学に対する調査をすることで学校法人に御意見を聞く形になりますので、高校の部分についてもおおむね確認できる、そのように考えております。

小・中については義務教育ですので、確認するとしたら教育委員会に確認することになりますが、今回は民間事業者の対応状況や対応方針を確認する調査としておりますので、大学を設置する学校法人にアンケートすることでおおむね対応できる、そのように考えております。

○越智部会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見ありますでしょうか。

○高田委員 高田です。

参考の意見として、障がい者差別解消条例が施行されてから、例えば玉川大学の場合だと障がい学生の支援部門が立ち上がって、そういう中で、現在、聴覚障がい学生を支援している状況に変わってきているので、大学としての回答ができるのではないかと思います。

○越智部会長 ありがとうございます。他に御質問、ご意見はありますか？

○砂田委員 砂田です。質問が2つあります。

1つは、調査の対象として2級、3級と書いてあるんですが、私も詳しく分かりませんが、人工内耳の方だと4級、6級ということがあるのではないかと思います。4級、6級の方の方の中から高齢の方は除いて、若いだけを調査することもできると思いますが、その方は対象外とするんですか。その辺りをお伺いしたいと思います。

2つ目の質問は、対象に専門学校が含まれるのかどうかお伺いしたいと思います。

○越智部会長 高齢者だけでなく障がいの軽い若い方もいるかもしれないので、どうするのかというのと、専門学校をどうするのかということです。

○鈴木係長 まず1点目、4級、6級を含めるとしたときに、高齢者の方を除くことは実務的には可能ですけれども、もしそのようにするなら、何歳以上を調査対象外とするかを委員の皆さんに決めていただいた方がいいと考えております。

事務局としては、同じ等級の方の中には、年齢だけでなく耳の状態や障がいの原因に違いがあります。その状況において年齢だけで区別できないと考えているので、調査対象とするかしないかを確認し、対象とするなら4級、6級の方全員を対象とすべきではないかと思っております。もし年齢で区分するとするなら、何歳以下の方に聞くのかといったことをここで御議論いただいて決めないと、調査対象を決めにくいかなと考えているところです。

また、対象の等級の中には、人工内耳の方もいらっしゃるんですけども、今回の調査は、手話言語条例を検討するうえでの基礎調査だと認識しています。この調査結果をもとに、手話を使用しやすい環境づくりの議論をしたいと考えております。

そのため、調査対象者を広げるために、手話通訳を使っている方の部位別等級を調べたところ、2級と3級でございました。この2級と3級の方の中には、若い世代で人工内耳の利用して音声で意思疎通しておられる方も含まれております。障がいの程度が2級、3級でありながら、手話通訳を使っていない方々がどう生活しているのかという状況と意識を把握することで、手話言語条例の議論の入口をつくりたいと考えています。

そのため、調査対象者を6級まで広げしまうと議論が拡散してしまうので、今回の基礎調査としては2級、3級を対象に確認して、それだけでは拾い切れないご意見がある場合には、委員の皆様のお力も借りながら実情を把握していくことが望ましいのではないかと考えております。

こちらが1点目です。

2点目の専門学校については、調査をすること自体は可能ですけれども、市は専門学校とのネットワークを持っていないものですから、調査するとしても、訪問等をして協力依頼する準備期間もふくめてそれなりのお時間をいただくことになります。2026年度から条文の議論を開始することを想定した時に、3月から調査の集計・分析に取り掛からないと取りまとめが難しいと考えております。

そのため、今回の基礎調査としては、町田市がネットワークを持っており市内にキャンパスを持っている学校法人に調査をすることで、専門学校は含まれておりませんが、市内に設置されている学校側の大きな傾向を把握したい、そのように考えております。

○越智部会長 大事な話なので改めて確認したいのは、今回は、手話言語条例の調査です。情報

コミュニケーション条例の調査ではありません。情報コミュニケーション条例をつくるために状況を調査するならば、お話しされたように軽い人ももちろん調査に入れなければいけません、今回は手話言語条例ですので、最初の案では手話を必要とする聴覚障がい者でしたよね。ですけれども、今は手話を使っていないけれども、これから使いたいと思っている人がいるかもしれないということもあって、ちょっと幅を広げた方がいいのではないかとということで案を出したんですね。

4級、6級を入れてしまうと物すごく増えてしまうんですね。高齢者がいっぱいなので。そういうことも含めて意見をいただきたいと思います。

○寄林委員 誤解のないように補足させてください。人工内耳についてです。

身体障害者手帳の聴覚障害の等級認定は、裸耳——補聴器とか人工内耳をつけていないときの聴力で決定します。日本耳鼻咽喉科学会で人工内耳の適用基準を定めていて、基本的には聴力が90デシベル以上の人が人工内耳適用の対象となっています。従って、人工内耳をつけているから障がい程度が軽くなって6級になるということはありません。

ですので、越智部会長が言ったように2級、3級で区切っても、人工内耳の方も含まれてくるということです。逆に言えば、人工内耳をしているから手話が必要ないとか、人工内耳をしていてもやはり手話が必要だとか、そういった声を聞くことができれば、それはありがたいなと思っています。

○越智部会長 ありがとうございます。

○杉野委員 2級と3級ということで、そこで足りないなと思ったときにほかの人も含めるということですが、手話講習会もそこは含めますか。手話講習会の生徒たちには病院で仕事をしている人がいるので、意見を聞くのもいいのではないかと思ったんですが、そういうことはどうですか。

○鈴木係長 御意見ありがとうございます。

手話講習会の受講生の方は、多分、御自身の御家族や職場などにおける様々な理由で手話で話したいとか、例えばテレビドラマや映画を見て手話に興味を持ったとか、様々な理由で参加して手話を学んでおられます。また一部、難聴、中途失聴で手話が必要になった方が学んでおられます。

こちらの方々は、手話を使っているという意味では当然手話言語条例の議論の対象にはなり得るんですけれども、我々としましては聴覚にハンデを負っている、耳が聞こえない、聞こえにくいことで生活に不自由があつて手話を必要として手話を習得してきた人たちの生活環境をよりよくするために今回、手話言語条例の議論をしている認識であります。

そのため、手話が必要、という意味では手話講習会の受講生の方は当然該当しますけれども、条例の議論の入口としては、手話を必要とする聴覚……

○越智部会長 途中で切って、すみません。ちょっと質問と答えがずれているかもしれません。

今の質問は、もしアンケートの回答数が足りない場合は、手話講習会を通して聞こえない人をも

っと集めたらどうかという提案なのかなと思います。

○鈴木係長 すみません、私が誤解して聞いておりました。大変失礼いたしました。

○杉野委員 事業者というのは銀行であったり、そういうところに勤める人で、ろう者がいるんですね。そのろう者と会話をするために手話を学ぶ人もいるわけですよね。そういう人は対象外になるんですか。それは聞こえる人のことですが。

○越智部会長 今回のアンケートは、まずは市に登録している2級、3級の人に郵送するわけですよね。そして回収率が少ないときはどうするかという話ですが、例えば手話講習会に「今、こういう調査をやっていますから、もし町田市にいる聞こえない人を知っているなら積極的にそれを出すように言ってくださいね」ぐらいでいいと思います。そのくらいで、どうでしょう。

○鈴木係長 杉野委員、越智部会長、御提案ありがとうございます。

今のお話をお聞きしてしまして、手話講習会というよりも、町聴協や手話サークルのような当事者が参加されている団体を通じたお知らせも有効なのかなと考えておりました。そちらについてはぜひ皆様からも、回収率が上がるように、町聴協の会員の皆様や手話サークルの会員の皆様にも調査にご協力いただけるようぜひお知らせいただきたい、そのような御協力をお願いしたいと考えております。

○越智部会長 お願いします。

○陶山委員 私からは、調査対象にするべき企業であったりそういったところについての意見ですが、この手話言語条例の前に、障がい者差別解消条例を町田市がつくるときにも商工会議所を代表して出席させていただきました。そのときも、障がいをお持ちで差別を受けていた方が、条例ができて社会が変わっていくということをつくったわけですが、その条例を使いこなすのはお店の方だったり会社の方だったり一般市民だったりするので、差別をしてしまっていた方がなぜそうだったのかという意見もぜひ入れていただきたいという話をさせていただきました。

その前に町田市民に広くアンケート調査をした段階で、「どこでどんな差別を受けましたか」という質問の中で、やはりお店や医療機関、公共交通で受けましたという回答が多かったものですから、そこをチョイスしてアンケート調査をしたところがございます。

そこでとてもよかったなと思うのが、障がいをお持ちの方がどんな御苦労をなさっているか全然分かっていなかった、気にしたこともなかったけれども、アンケート調査に答えることによって「こういう社会をつくっていかようとしているんだな」と分かりましたということが多かったんです。そのアンケート調査に協力してくれた方が、先ほど申し上げた「心のバリアフリーの日」に「十分な準備はできていないけれども、ぜひ参加してみたいです」と言ってくださった企業やお店になっていったんです。

なので、今回の手話言語条例をおつくりになるときも、「耳の不自由な方と向かい合ったことが

ありますか」という最初の質問で「ありません」と答える方が、もしかしたら大多数を占めるのかもしれない。ですが、そのアンケートへの答えを進めることによって、少なくとも「耳の不自由な方がこんな社会を望んでいらっしゃるんだ」ということは伝わると思うんですね。恐らく答えてくださる方は、商店主だったり企業の社長だったり院長であつたりという方だと思います。そこにお見えのお客様にアンケートをして「我が店舗としては……」とお答えになることは難しいと思いますけれども。

なので、私も話を聞いて、大学を含めるのはいいなと思いました。地域の中で社会を形成しようとしているような背景が大学にはあるからです。ただ、大学に通っているお体の不自由な方一人一人に聞いて「答えてください」というよりも、大学の学長が「こういう大学にしたいです」という、企業の社長が社長の立場で「こうです」と答える、そんなきっかけになればとも思っています。

資料4に商工業だったり医療機関、公共交通機関関連団体向けのウェブのアンケート用紙がございますので、そこでそのようなことが申し上げられればと思ったんですけれども、内容のいい、精査された条例をつくっていただくことは当事者の皆さんにぜひ頑張ってもらいたいです。つくった後に使いこなすという立場で皆さんとまた検討できればと思っていますところでございます。○越智部会長 ありがとうございます。

陶山委員から、いい意見が出たと思います。アンケートを取って終わり、調査して終わりではなく、そのアンケートを取ることで社会を変えていくということがあると思います。ぜひそれも含めてやっていただきたいと思います。他にご意見はございますか。

○砂田委員 今、杉野委員から手話講習会について、医療機関ですとか、そこで働いている方に対してのアンケートはどうかといった意見があつたと思うんですけれども、対象になるのは、やはり個人ではなく団体なんでしょうか。

○越智部会長 事業者向けのアンケートは、組織としてどのように対応しているかが調査の対象で、個人が対象ではないと思っています。その辺りでどうでしょうか。

ほかに質問がなければ、今の議論も含めた配慮をしながら調査を進めていただきたいと思います。異議はないでしょうか。今のこの案で承認の方は手を挙げていただきたいと思います。

(挙 手)

○越智部会長 ありがとうございます。

では、承認ということで、次に、当事者に対するアンケートの内容について説明をお願いいたします。

○鈴木係長 越智部会長、進行ありがとうございます。

資料3の御説明の前に、アンケート調査の準備の進め方についてご説明します。残り時間を踏まえて、越智部会長に資料2の検討のまとめをしていただきましたけれども、今、皆さんからいただ

いた御意見を踏まえて修正した内容で進めることが大前提になります。皆さんからのご意見を受け止めたうえで準備を進めますので、その点を御理解いただいた上で次の資料の説明をさせていただきたいと思っております。

資料3は、当事者向けの調査票のお知らせと、調査票の内容になります。

傍聴者の方がおられますので、どのような流れで本日の資料を提案しているのかご説明します。今回の調査票は、議論を円滑に進めるために、あらかじめ検討部会委員の皆様にご覧いただき、ご意見をいただいております。委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて修正した箇所を赤字で訂正しております。調査票の概要を説明しながら、どういうところをどういう趣旨で修正したのか、順を追って説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目の調査票のお知らせをご覧ください。まず、アンケートのタイトルについてご説明します。この調査票は、聴覚障がいのある方を対象としたアンケート調査票なので、他の自治体では「手話言語条例に関するアンケート調査」という言い方をするところもあるんですけども、手話言語条例のことを御存じではない聴覚障がいの方が「私は関係ない」と思って回答しない可能性があると考えております。そのため、当事者の方が回答していただきやすいように、アンケートのタイトルは「聴覚障がいのある方の意思疎通に関するアンケート調査について」とさせていただきました。

最初の案内についてはアンケートで一般的に書かせていただく内容で、調査の目的や、回答を目的外には使用しないこと、個人情報漏れないので自由にアンケートに答えてくださいという御案内をさせていただいております。

当事者を対象とする調査については、原則としてウェブフォームで回答いただきたいと思いますと考えております。なので、こちらの案内にはウェブフォームのQRコードとURLを記載しております。ただ、こちらについては当然スマートフォン等に慣れておられない方もいらっしゃいますので、3ページ以降の紙の調査票をお送りさせていただく予定としております。

調査期間については、調査の開始時期はいつなのかという御質問を事前にいただきましたので、調査の開始日を加筆させていただいております。

次に、「回答いただくうえでの注意事項」として4点記載しております。こちらについては、一般的に調査で迷いやすい点、ここを気にして答えたほうが答えやすいという注意点を4つにまとめています。

こちらについては委員から、例えば施設に入っていて御家族が受け取った場合やお子さんの年齢が小さくてお母さんが答える場合に、どのように答えたらいいのかという御意見をいただきました。そのため、赤字で、御本人以外が答える場合でも御本人の立場で答えてくださいという項目を追加させていただいております。

また、当事者に対するアンケートですけれども、こちらはどうしても日本語になってしまいますので、当事者の方から直接御意見を聞く機会として、裏面の、学習会兼懇談会の御案内を同封する予定としております。こちらをアンケートの御案内の裏面につけることで、アンケートでは答えられない、答えにくいので手話で話をしたいという方は、この3月1日に開催を予定しております学習会兼懇談会に御参加いただけるよう御案内をさせていただいております。

こちらについては前回、越智部会長からお話しいただいたように2部構成とさせていただく予定としております。第1部は学習会、第2部はみんなで意見をお聞きする懇談会という構成にしております。こちら申し込みは原則としてウェブフォームにしますけれども、当然難しい方がいらっしゃるので、ふだん使う聴覚障がい者の方からもらうメールアドレスや、ファクスなどでも申し込みの受付をいたします。

こちら委員の方から申込開始時期を書いた方がいいのではないかという御意見をいただきました。そのため、申込期間を加筆させていただいております。こちらについてはアンケート調査の回答期限と同様に、2月20日までとさせていただいております。

こちらの御案内と学習会兼懇談会の説明は、以上です。

続きまして、アンケートの調査票の内容について御説明させていただきます。

設問ごとにどういう意図でつくったかを簡単に御説明しながら、委員の皆様からいただいた御意見を御紹介してまいりたいと思います。

まず問1では、年齢（年代）を聞いています。なぜかというと、年齢や年代によって回答内容に違いがある可能性があることから、一番最初に年齢（年代）をお聞きする質問を設けております。

次に問2として、同居している家族の状況を確認する質問をしております。日々の会話の状況は、ひとり暮らしなのか家族の方と住んでいるのかによって回答に違いがある可能性があることから、「家族等と同居」という選択肢と「ひとり暮らし」という選択肢を設けております。

こちら委員の方から、高齢で施設に入所していて家族が受け取った場合の答え方を確認したいという御意見をいただきましたので、②の「ひとり暮らし」の項目に「施設入所」という項目を追加しております。

ここで家族等と同居している場合には、問3に答えていただく。ひとり暮らしの方は問4に進んでいただくという構成としております。

問3は、家族等と同居している方が答える質問として、家族全員が耳が聞こえないのか、本人以外は聞こえるのかによって会話の状況が違う可能性があることから、「全員の耳が聞こえない」「聞こえる人も、聞こえない人もいる」「全員の耳が聞こえる」の3択で状況を確認する質問を設けております。

問4は、耳が聞こえなくなった年齢（年代）をお聞きしています。こちらは問5と連動している

んですけれども、生まれた直後から聞こえない場合もあれば、病気やけがで大人になってから耳が聞こえなくなった方もおられます。それによって手話を使っているか使っていないかに違いがある可能性があることから、耳が聞こえなくなった年齢（年代）をお聞きしております。

そして問5は、どのような理由で聞こえなくなったのか。生まれつきであったり、大人になってからの病気や事故、けがなど、騒音、加齢によるなど、どのような原因で聞こえなくなったかによってコミュニケーションの方法が、手話かそうではないかに違いがある可能性がありますので、理由を聞く設問としております。

こちらは最初「原因」と書いていたんですけれども、委員の方から「原因」という言葉ではなく「理由」のほうがいいのではないかという御意見をいただきましたので、「理由」と訂正させていただいております。

このように聞こえなくなった年齢や理由を聞いた後に、問6で、では、実際に手話で会話をしているかどうか確認する質問をしています。こちらは最初は「会話をすることができますか」としていたんですけれども、聞き方が不自然であるという御意見をいただきましたので、素直な言葉で「会話しますか」と訂正させていただいております。

こちらで「会話する」という方は問7以降に答えていただく、「会話しない」という方は問11以降に答えていただくという設問としております。

「手話で会話する」と答えた方に回答していただく設問を御説明いたします。

問7は、会話をする方がいつ手話を覚えたのかという、世代を確認する質問をしております。最初から手話を使っていたのか、大人になってから学んだのかを確認する質問です。

問8は、それをどこで身につけたのかを聞く設問としております。こちら委員の方から「ろう学校」という言い方もあれば「特別支援学校」という言葉がなじむ方もいらっしゃるという御意見をいただきましたので、括弧書きで「（特別支援学校）」と追加させていただいております。

また、古い法律用語で「難聴幼児通園施設」今では「児童発達センター」という言い方をするんですけれども、学校に通う前、幼少期にそのような施設で学んだ方がいる可能性もあるという御意見をいただきましたので、⑤として「難聴幼児通園施設（現 児童発達センター）」という選択肢を追加しております。

それ以外に、書籍で1人で学んだ方もおられるのではないかという御意見をいただきましたので、⑧として「書籍で学んだ」という選択肢を追加しております。

続いて問9は、当初予定していなかった質問で、身につけたきっかけです。どのような動機、きっかけで身につけたのかという設問を選択式でつくっております。まず、親や家族が手話を使っていた。ろう者の友人やパートナー、恋人等が使っていた。学校の授業や友人との交流で覚えた。手話サークルなどのコミュニティに参加して覚えた。音声や筆談でのコミュニケーションに限界や不

便さを感じたため覚えた。これに当てはまらないものは全て「その他」と答えていただくということで問題をつくらせていただきました。

問10は、手話で会話する方が家族と会話するときはどういう方法を使うかを問うています。こちらについては手話、人工内耳を含めた音声、口話、ジェスチャー、筆談という選択肢を設けていたんですけども、委員の方から「口話」という言い方より「読話」という言い方のほうがよいのではないかという御意見をいただきましたので、選択肢を訂正させていただいております。

次に、問11です。最初は「あなたが外出時に」という言い方で質問していましたが、では、外出時ではないときに家族ではない人と会話をする場面はどうなるのかという御質問をいただいたことから、設問を整理しまして、「家族以外と会話する時」という言い方に訂正させていただいております。また、こちらも選択肢の③は「口話」から「読話」に訂正させていただいております。

次のページを御覧ください。

問12からは、先ほど問6の言葉を訂正しましたので、「手話で会話しない」と答えた方に回答していただく設問となります。

基本的には問12、13は先ほどの問10、11とほぼ同じ設問になっておりますので、「口話」が「読話」に変わっております。それ以外には、この方々は手話を使わない方ですので、「手話」という選択肢を除外しております。

次に、問14は、手話で会話しない方に会話しない理由を確認する質問です。当初②の選択肢はなかったんですけども、越智部会長から手話を使うことに引け目を感じて使ってこなかった方もおられるのではないかという御意見をいただきましたので、②の選択肢を追加させていただきました。

問15、16については、耳が聞こえないことで困るのはどのような場所なのかを確認する設問としております。なぜかという、どの場所でどういう困り事があるか確認することが事業者の役割や市の施策を検討する上で必要になりますので、どういう場所でどういうことに困るのかを質問しています。

委員の方からは、問15で当初「あなたが外出時に」という言い方をしていたんですけども、外出時だけではないのではないかと、電話などで質問するときでも困ることがあるから、外出ではない場面でも困る場所はあるのではないかと御意見をいただきましたので、「外出時に」という言葉を削除させていただいております。

次のページ、問17を御覧ください。

では、その回答した場所、いろいろな場所で困ったことがあるわけですけども、そういう場所でどういう情報保障が望まれるのか、どういう保障をしてほしいのか皆様に回答していただく設問としております。聴覚障がいの特徴を理解して親切に対応してほしい。手話で会話できる人が増えてほしい。手話通訳を使いやすくしてほしい。こちらは遠隔手話通訳を含めております。また、電

話以外の手段、ホームページやメール、FAXで問い合わせができるようにしてほしい。手話または文字で情報を得やすくしてほしい。こういった選択肢を設けまして、皆様がどのような情報保障を期待するのかを確認する設問としております。

問18は、質問内容を全面的に改めております。もともとは「手話言語条例」という言葉自体を知らない方が多いのではないかという前提で、手話言語条例の認知度を確認する質問としていました。こちらについて、委員の方から言語条例の認知度だけでなくほかの法律、手話施策推進法や東京都の条例、情報アクセシビリティに関連する法律や条例の認知度も一緒に確認したほうがいいのではないかという御意見をいただきましたので、現在、町田市に影響を与える4つの法令、2つは法律で2つは条例ですけれども、その4つの内容を御存じかどうか確認する設問としております。

問19が選択式の問題の最後の設問ですが、手話言語条例を制定した後にどういう地域社会になってほしいか。我々が目的や基本理念を議論する上で特に皆さんの意見を聞きたいことについて、選択肢を用意させていただきました。聴覚障がいについて理解のある地域社会ですとか、手話が言語であることが理解される地域社会、手話で会話しやすい、手話を学びやすいといった選択肢を御用意していたんですけれども、「聴覚障がいがあっても暮らしやすい」という選択肢があってほしい、選択肢①に派生するようなものを用意してほしいという御意見をいただきましたので、②の選択肢を追加させていただきました。

次の問20は自由記述で、この設問の中で言えないこと、自由に言いたいことを書いていただく欄として予定させていただいております。

少し駆け足での御説明になりましたが、調査票の内容については以上となります。この内容について御質問、御意見をいただきたいと考えております。

○越智部会長 御説明ありがとうございます。

今の説明について、御質問、御意見ありますでしょうか。

○寄林委員 問9「あなたが手話を覚えたきっかけは何ですか」という質問です。

きっかけというのは、どうして手話を覚えたいと思ったかということですよ。きっかけを問う選択肢もあるし、どういった場で手話を学んだのかという選択肢もあるような気がします。そこがちょっと混在しているかなと思います。

○鈴木係長 御意見ありがとうございます。

実は私も作成していながら思ったんですけれども、問8と問9は実は近いんですよ。問9の①は問8の②に近いですし、ほかの設問も問8と実は近い質問で、重なっているのではないかという御意見だと思います。

ただ、理由を知りたいという委員の御意見もありますので、設問を残して選択肢を変えるという意見もありますし、問8で聞いているから問9はあえて聞かないという方法もあります。この点は、

委員の皆様にご議論いただいて何かしらの修正ですとか、「こういうやり方がいいのではないか」ということについて委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

意図としては承知いたしました。ぜひ委員の皆様の御意見で決めたいと思います。

○越智部会長 分かりました。問9は、委員の意見を受けて載せたということですね。

出した方から何か御説明はありますか。

○砂田委員 問8の場合は学んだところという意味で、覚えたきっかけは何かという問9とはちょっと違うかなと思うんですが。問9は、覚えたきっかけですよね。問8は学んだ場所。だからちょっと意味が違うのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。問は2つともあっていいのではないかと思います。

○寄林委員 学んだ場ときっかけと両方を聞きたいという思いは、私も同じです。

選択肢の問題なのかなと思います。例えば問9の④「手話サークルなどのコミュニティに参加して覚えた」というのは、明らかにどこで学んだかという選択肢になるのかなと思います。どうして手話サークルに行きたいと思ったのかというところがきっかけなのかなと思います。

○砂田委員 手話を覚えたきっかけというのは、自分が必要性を感じたのにはいろいろな理由があると思うんですね。自分が学校で苦しかった、手話を覚える必要があると思ったとか、親とのコミュニケーションが本当に通じなくて、伝え合いたい、通じ合いたいというきっかけがあると思います。その意味で問8と問9には、ちょっと違う部分があるかなと。

○越智部会長 手話を覚えたきっかけは大事ですね。実際に私が知っている人たちを見ても、小さいときから普通学校に育って手話が分からないまま育った。大学に入って、たまたま大学で手話ができる人に出会って手話を知った、そういうきっかけで覚えたという話が多いんですね。動機を調べるのも大事だと思うので、この設問をちょっと整理して、状況が把握できるような内容に整理したいと思います。

いかがでしょうか。

○鈴木係長 御意見ありがとうございます。

恐らく事務局の設問設計が不十分なのだと思います。先ほど寄林委員からいただいたように、手話サークルなどのコミュニティというのは参加した場所で、きっかけはその1つ前にあるよねということで、恐らくその動機を問うような選択肢にするのがいいという御意見だと思います。

こちらは恐らくこの場ではまとまりにくいと思うので、会が終わった後で皆様から「こういう選択肢がいいのではないか」と文章でいただいて、それを溶け込ませる形で調査票にまとめるという方法を提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○越智部会長 OKです。よろしいですか。

では、委員の皆さんは、ご自身の体験も踏まえて「こういう選択肢がいい」というものを出して

ください。そして整理していただいて、新しく選択肢を入れてもらいましょう。よろしいですか。

ほかに何かありますか。

○木村委員 問10以降の会話方法ですけれども、「ジェスチャー」という単語で年配の方は理解できるのかなど、ちょっと疑問に思いました。その辺は砂田委員、杉野委員に伺いたいんですけれども、「ジェスチャー」で意味が通じるか、もしくは日本語にするなら「身振り」というような言葉も必要ではないかと思います。

○杉野委員 分からないのではないかと思います。「身振り」がいいと思います。

○木村委員 もう一つ、⑥の「アプリ・ソフトウェア」これは多分、音声認識、電話リレーサービス、それからビデオチャットのことを言っていると私は理解しています。そういう具体的な内容は加えなくていいのかどうかを確認したいと思います。お願いします。

○鈴木係長 今、2点いただきました。

「ジェスチャー」は高齢の方が分からないから言い換えをしたほうがいいのかということについて、主旨をよく理解しました。そのうえで、大変恐縮ではありますが、委員の皆さんから、言い換えの言葉をぜひ御提案いただきたいと思っています。

もう一つ、アプリ・ソフトウェアについては、木村委員がおっしゃったとおり具体的内容を書いたほうがいいのか迷ったんです。ただ、具体的に書くといろいろなツールが出てきて選択肢がかなり多くなるものですから、抽象的に書いて「アプリ・ソフトウェア」という言い方をして、後ろにスマートフォンやタブレット端末やパソコンを使うものと書くことで補ったつもりなんですけれども、これが分かりにくいということであれば、ぜひ委員の皆様から御意見をいただいて、どのように書いたらいいのか御提案いただきたいと考えております。

○越智部会長 「ジェスチャー」はそのままで、「(身振り)」で十分ではないでしょうか。

アプリ等については、私はそのままでいいと思うんですけれども。具体的に書くと、もう本当にいっぱいあるし、実際に使っている人はこれだけで分かると思うんですね。使っていない人は分からなくなってしまうから答えられないけれども、でも、文章はそのままがいいのではないかと思います。皆さんはいかがでしょう。

○杉野委員 私と姉は、電話できない代わりにビデオ通話で話をするんですね。そういうことは含めないのでしょうか。ビデオ通話、ビデオチャットでもいいですけれども、それをよく使うんですが、そういうものは含まれていますか、含まれていませんか、どうでしょうか。

○鈴木係長 今、杉野委員がおっしゃったビデオチャットについては、アプリやソフトウェアに含めているという認識です。ビデオチャットや、zoomやteamsのような会議ツールからスマートフォンのビデオチャットなど様々なツールがあります。様々な固有名詞がつくサービスがたくさんあるんですけれども、それを列記すると「あれがない」「これがない」となってしまうので、この調査

では全てのサービスをまとめた言い方として「アプリ・ソフトウェア」とさせていただきました。

もし自分が思っているものがなかったら「その他」の欄に「私はこれを使っています」と書いていただいて構わない選択肢としていますので、選択肢に具体例を列記しすぎない方が答えやすいのではないかと思います。

○越智部会長 私は、ビデオチャットは手話に入るのではないかなと思うんですね。手話で話すから。ビデオチャットツールでも、内容は手話ですよ。だから、それは手話に○でいいのではないかなと思うんですね。この設問なら。

○鈴木係長 御意見ありがとうございます。

回答者全員に対面で細かく説明はできないこともあって、迷ったらときの選択肢として「その他」という選択肢を設けています。「ここは私、選べない」「この中でどれにしたらいいのか」となったら「その他」に書いていただければ、それをその後、分析するときに整理いたしますので、選択肢を細かく分け過ぎるのではなく、迷ったら「その他」に自由に書いていただくことで答えやすくしたいと考えております。

○越智部会長 いいですね。

○杉野委員 わかりました。

○越智部会長 ほかに御意見ありますか。

○砂田委員 今の木村委員の補足ですけれども、問8の⑧に「書籍で学んだ」とありますが、この書籍がどういうものか、ちょっと分からないんですね。なので、それも括弧か何かで「本」と入れていただいたほうがいいかなと思いますが、皆さんはどうですか。

○越智部会長 「本」だけでいいのではないのでしょうかね。

○鈴木係長 御意見ありがとうございます。

市役所の職員がお固く書いてしまいましたので、「本で学んだ」とさせていただきたいと思いません。

○砂田委員 よろしくお願ひします。

ちょっと引っかかっているのが問5なんですけれども、「覚えていない」と「分からない」は意味が違うと思うんです。同じでしょうかね。どうでしょうか。「覚えていない・分からない」としたほうがいいのでしょうか。

○鈴木係長 こちらは実は「分からない」という選択肢にするか迷ったんですけれども、御自身の生まれてから育ってきた環境のことですので、「分からない」という選択肢よりも「忘れてしまった」とか「覚えていない」のほうが、もし選べないときに答えやすいかなと思って言葉を選びました。

ただ、「分からない」としたほうが回答する側として答えやすいのであれば訂正することは可能

ですので、ほかの委員の皆様のご意見も含めて決めさせていただきたいと思います。

○越智部会長 今の内容はちょっと気になるんですけども、実は私は6歳で聞こえなくなったんですけども、聞こえなくなったときの状況は覚えていないんです。家族や周りから話を聞いているんです。ですから分からないわけではないんですけども、記憶はないんですよ。なぜかという、精神科の先生が友達にもいるんですけども、その状況を相談すると、恐らく小さい頃、精神的なショックで聞こえなくなったときのことを封印してしまったのではないかという説明を受けました。そういうこともあると思うんですね。

ですので、私としては「分からない」という言葉でまとめてもいいのではないかと思います。

○寄林委員 今の医学では、難聴の原因はかなり分かるようになってきています。遺伝子検査によってどうして聞こえなくなったのか分かることも増えてきました。けれども、今、大人の聞こえない方の中には原因不明という方がかなり多くいらっしゃいます。なので、「覚えていない」という選択肢では原因不明とはちょっと違うかなと想像できますので、「原因不明」と「覚えていない」、または「分からない」だけでもいいのかなと思います。

○鈴木係長 御意見ありがとうございます。

今の皆様のご意見を踏まえて、「分からない」という選択肢に訂正させていただきたいと思いません。

○砂田委員 問18ですけども、ちょっと難しい言葉があるんですけども、「あなたが知っているものを教えてください」というその意味は分かるんですけども、その言葉自体を知っているのか内容を知っているのか、どちらなのを知りたいと思います。

○鈴木係長 御意見ありがとうございます。

こちらについて想定としてもう一つあったのは、選択肢ごとに「名前を知っている」「内容を知っている」「知らない」と選ばせることも検討しておりました。ただ、一番簡単に聞きやすいのは知っているものに○をつけるという方法なので提案したんですけども、砂田委員がおっしゃるように、名前だけ知っている場合と内容も知っている場合で書き分けたほうがいいのではないかとということであるならば、調査票の形は変わってしまうかもしれませんが、そのような聞き方も可能ですので、ほかの委員の方のご意見も伺って決めさせていただきたいと考えております。

○越智部会長 今のお話、皆さんどうですか。

私としては、「内容を知っている」と答えても、またその理解度はまちまちだと思うんですね。ちょっと知っている方もいればよく知っている方もいると思いますので、ここはシンプルに知らないか知っているか、そこだけで分けてもいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか、

○砂田委員 私の場合は、ろう者に説明する場合にどのように説明したらいいかなと思っているんですね、今。というのは「名前は知ってる？」と聞くのか「その内容を知ってる？」と聞くのか、

対象者にここを説明するときに、どのように説明したらいいかを考えているんですね。それを前もって準備したいと思っているので、今、ここで質問しました。

○越智部会長 ほかの方は、どうですか。

○鈴木係長 事務局としては、設問を細かくすること自体は可能です。ちょっとフォームが変わって見せ方が変わってしまうかもしれませんが、分けることは可能です。ただ、分けても、越智部会長がおっしゃるように「知っている」も名前も内容もそれほど違いがない可能性もあるので、このままでもいいですし、どのようにするかお二方以外の委員からも御意見をいただければ、それを尊重した形で調査票を作らせていただきたいと思いますと考えております。

ほかの委員の方の御意見もぜひ聞かせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○越智部会長 ほかの方は、いかがですか。

○杉野委員 アンケートはこのままでもいいのではないかと思います。これを読んで何か分からなければ、それを調べれば勉強にもなるかと思えます。それで理解してくれたらまたいいかなと思うので、このままでもいいのではないかと思います。

○越智部会長 ほかの方、いかがでしょうか。

○木村委員 このままでいいと思います。これ以上具体的になってしまうと、また「これは何」「これは何」となってしまうので、シンプルに「この言葉を知っているか」でいいと思います。

○砂田委員 木村委員、それは名前だけ知っているという意味でしょうか。それを聞けばいいということでしょうか。内容に関しては関係ないということ。

○木村委員 内容を知っているといても、そこにはいろいろ差があると思いますので、取りあえず、名前だけ知っているかどうかを聞けばいいと思います。

○越智部会長 やはり知っている、知らないといってもいろいろあると思いますので、杉野委員が言ったように、これをきっかけに勉強してくれればいいかなと思います。そういう意味では、取りあえず知っているか知らないかを聞くだけで十分だと思います。

○砂田委員 分かりました。

○越智部会長 「名前を知っている」「内容を知っている」と聞いたらいいいのではないかと砂田委員は言っているんですけども、「知っている」と答えてもその内容はまちまちだと思いますし、名前は知っていたけれども「あ、知らなかった」ということもあると思うので、取りあえずシンプルに聞くのがいいのではないかと思います。

逆に言うと、知らない状況を調べればいいんだと思うんですね。知らない状況を調べることにつながると思います。名前だけでも知っていればまだと思うんですね。知らないという状況がどれぐらいあるかが分かればいいと思います。そのほうが結果としては分かりやすいのではないかと思います。

○寄林委員 最終的に、このアンケートで分かったことをどのように生かしていくかだと思います。細かいところまで知っているかどうかを聞くことが言語条例をつくっていくときにどのように役に立つのかを考えたときに、そこまで詳しい内容は要らないのかなど。越智部会長が言ったように認知度を確認するという意味で、このままでもいいのかと思います。

○砂田委員 分かりました。

○越智部会長 では、意見をまとめてもらいますので、進めていきましょう。

ほかに何かありますか。

ほかになければ、出された意見を踏まえて一部修正して進めるということで、これでよろしいでしょうか。OKの人は拍手をお願いします。

(拍手)

○砂田委員 修正はされるんですね。修正された内容を、ここで合意ということですね。

○鈴木係長 今、皆様からいただいた御意見で修正した内容で進めることに賛成か、反対かを確認していただいたと理解しています。修正した上で進めさせていただきたいと考えておりますが、それで大丈夫でしょうか。

○砂田委員 大丈夫です。

○越智部会長 では、次です。事業者向けの調査についてお願いします。

○鈴木係長 引き続き、資料4について説明させていただきます。

こちら、タイトルに「手話言語条例」という名前は使いませんでした。民間事業者の方で、聴覚障がいの方に接したことがない方もおられると想定されますので、あくまで「聴覚障がいのある方との意思疎通に関するアンケート調査」という言い方をさせていただいております。

こちら、最初の御案内としては、対象となる事業者さんに答えてもらいやすいような御案内を記載させていただいております。

続いて、四角の中にQRコードを記載しているんですけども、事業者の方については全てウェブフォームで回答いただく想定で、紙の調査票を配付する予定はございません。

調査期間について委員の方から「いつから」という御質問がありましたが、原則は2月1日からとしております。ただ、委員の皆様は1点お断りしておきたいと思っているのが、いろいろな関連団体と今、調整する中で、事業者の方が「今週末からすぐに答えたい」と言っている団体がございまして、その方々には、回収率を上げるために2月1日を待たずに調査に回答いただく場合がありますので、そちらは皆様に御了解いただいた上で進めさせていただきたいと考えております。

回答いただく上での注意点は、事業者向けに3点記載させていただいております。答え方で迷ったときにこちらを見ていただいて、答えやすいように注意点を記載させていただいております。

続いて、調査票の内容について説明させていただきます。

まず一番最初、問1は、事業者の業種、どのような分野の仕事をしているのかを確認する設問と
しています。こちらについては、町田市の商工会議所ホームページで分類されている業種分類
を参考に、選択肢を設けさせていただいております。

この中で、現時点では修正されていませんけれども、先ほど大学に聞くという御意見をいただき
ました。現時点で「大学」という選択肢はございませんので、後ほど追加させていただきたいと考
えております。

次に問2ですけれども、従業員の数を確認する設問としています。なぜかという、合理的配慮
は、1人で運営している個人事業なのか小規模の事業所なのか、たくさんの従業員を雇っているよ
うな大きい会社なのかによってできることに違いがある可能性があることから、このように人数を
区分させていただいております。こちらの人数の区分については、経済センサスという全国の調査
があるんですけれども、その経済センサスの従業員の数の区分を参考に設定しております。

次に問3、こちらが設問の入口として一番大事な質問で、回答する事業者の方が聴覚障がいのある
方の対応をしたことがあるかを確認する設問を設けております。こちらについては患者や来客者、
お客様として接したことがある場合、障がい者雇用の一部もしくは一般就労の一部として従業員と
して雇用したことがある、また、全く対応したことがないという3つの選択肢を設けております。

こちらは選択肢ごとに回答の内容に差があると想定されることから、この内容を踏まえて、この
後で回答いただく設問を変えております。

問4は全ての方に共通でお聞きするものですが、聴覚障がいに対する理解を確かめる質問です。
聴覚障がいのある方の特徴を①から⑥まで書かせていただきました。聴覚障がいのある方と接した
ことがない方は「分からない」「知らない」と答える可能性があるので、⑦に「知らない・わから
ない」という選択肢を設けております。

選択肢の③は、もとは「手話を第一言語とする方の中には」という言い方をしていました。こち
らは、そうでなくても耳が聞こえない方には日本語の読み書きが苦手な方がいるので、素直に「日
本語の読み書きが苦手な人」と書いたほうがいいのではないかと御意見を複数の委員からいた
だきましたので、そのように内容を修正させていただいております。

続いて、2ページを御覧ください。

問5と問6は、聴覚障がいのある方の対応や雇用をしたことがある方にお聞きする設問です。お
客様としての対応や従業員として雇用したときに困ったことがあるか、ないかをまず聞いて、困っ
たことがある場合、どういうことに困ったのかを確認する設問としています。この意図は、実際に
困ったことを確認し、それに対する支援や対応を考えることで聴覚障がいのある方が過ごしやす
い地域社会になると考えておりますので、事業者の立場から見た困り事を把握する設問を設けてお
ります。

問7も、聴覚障がいのある方の対応または雇用をしたことがあると回答した方にお聞きする設問です。個別には申し上げませんが、聴覚障がいのある方に対する合理的配慮として選択可能なものを、できるだけ詳しく書かせていただいております。

先ほど陶山委員から一部御紹介いただきましたけれども、こちらは、この調査に回答いただく中で「あ、このような配慮の方法があるのか」と事業者の方に学んでいただきたい、勉強していただきたいという意図がありまして、配慮の方法を書けるだけ書かせていただいております。答える中で「こういう配慮の方法があるんだ」と事業者の方に勉強していただいて、「自分にできることがあるかも」と考えていただくきっかけにしたい、そのように考えております。

この選択肢の中で修正した箇所が2か所ありますので、その内容を御説明させていただきます。

まず①ですけれども、最初、この括弧の中は「(筆談・話し方)」という書き方をしておりました。「話し方」と書くよりも「手話や読話」と具体的に例示したほうがいいのではないかという御意見をいただきましたので、「手話・読話」を例示として追加させていただきます。

もう一点、⑧です。こちらは携帯電話のお店、auやDocomoのショップですとか金融機関等で既に遠隔手話通訳を導入している会社があると聞いております。そういう会社が答えられるように遠隔手話通訳サービスの選択肢を設けてはどうかという御提案をいただきましたので、その選択肢を追加しております。

こちらについては全て合理的配慮をしているかどうかを確認しておりますので、文章の語尾は、日本語になるんですけれども、「している」という言葉で統一しております。

次に、問8を御覧いただきたいと思います。

こちらは聴覚障がいのある方の対応をしたことがない、全く会ったことがない、お客さんとしても接したことがないし従業員として雇用したこともない、聴覚障がいのある方のことをあまり知らない方に答えていただく設問となります。

聴覚障がいのある方に対応する場合、どのような配慮をすることができますかということで、設問を見ていただきながら「これなら私たちもできるかも」と事業者の方に学習していただくための設問として用意しております。

選択肢については、先ほどの問7と全て同じです。ただ、今まで対応したことがない方々を対象としておりますので、語尾については、こちらも日本語ですが、「する」という言葉で統一させていただきます。

最後、問9については、我々の言語条例の検討の参考にするために、聴覚障がいのある方への対応や配慮について事業者の立場で自由に御意見を出していただく設問としております。

こちらも駆け足になりましたが、事務局からの説明は以上となります。

○越智部会長 御説明ありがとうございました。

先ほど1回目の基本方針の中で、陶山委員から気づきのある内容にしてほしいというお話があったので、それを踏まえてつくっていらっしゃると思いますが、陶山委員、いかがでしょうか。

○陶山委員 私はそんな高尚な立場ではなくて、町田市行政の方が、商工業の方だったり様々な業種の方に理解を深めていただきたいということで既にこのようなものを用意してくださって、私も拝見して、先ほど申し上げましたけれども、このアンケートを代表者がささっと書いて終わりにしてしまわないで、ぜひ社内の会議だったりスタッフの中で「我が社はこういうことなんだけれども、どうかな」みたいな使いこなしをしていただきたいということを、この後、商工会議所だったり法人会だったり、先ほど申し上げました青年会議所の皆様にも、「とにかく答えてください」ということではなく、そのようにお願いしながらアンケートの回答をと思っています。

余談になりますけれども、町田市には社員40名以下の小規模な事業者が比較的多くて、大規模な企業で障がい者を大勢雇用していますというところが比較的少ないんですよね。なので、こんなことをきっかけに耳の不自由な方を社員として迎えてみようとか、そういった動機付けにもなってくればなという期待も持っているところがございますので、重ねてですけれども、「答えればいいんだね」ということではなく、ぜひ社内、事業所の中で広めていただきたいという思いも伝えながらお願いに上がってみたいと思っていますところがございます。

○越智部会長 ありがとうございます。

ほかの委員から御意見ありますでしょうか。

○高田委員 本当に瑣末なことですが、問8の⑩、「ウ」が消えています。

それから、先ほどの資料3も時間が違っていますので。

○鈴木係長 御指摘ありがとうございます。訂正させていただきます。

○寄林委員 合理的配慮が民間の事業者に対しても義務化されました。合理的配慮に関しては、基本的には当事者からの訴えからスタートするものなので、事業者側から何をやっていますかと聞き取る場合にどういう扱い方がいいのかなとは思ったんですが、このアンケートの中に「合理的配慮」という言葉がないのが気になっています。どこにどういう形で入れたらいいのか分かりませんが、聴覚障がいに限らず合理的配慮に対して何か対応しているかという辺りは、障がい者に対する企業なり事業者の向き合い方というのか、姿勢が見られるのかなと思うのですがいかがでしょうか。

○越智部会長 ありがとうございます。

先ほど陶山委員から、前に差別解消条例をつくる时候にも調査をしたというお話がありました。そこにも関係があると思いますけれども、事務局から、いかがでしょうか。

○鈴木係長 寄林委員から、まず「合理的配慮」という言葉を使って質問するかどうかというところと、聴覚障がい以外も含めた配慮という着眼点をどう考えるかという2つの視点の御指摘をいた

だいたと思います。

実は、言葉遣いにはすごく悩んだんです。問7と問8は「どのような配慮を」しているか教えてくださいという言い方をしました。「合理的配慮」という言葉も使うことはできたんですけども、「合理的配慮」に関する認知度に違いがあるようにも感じています。そのため、少しハードルを下げた言い方をしたいと考えて、「合理的配慮」という言葉をあえて使わずに「どのような配慮」という言い方をいたしました。例えばこちらを「合理的配慮をしていますか」と書くこともできますので、そこは委員の皆様の御意見をいただいて決めさせていただきたいと考えております。

もう一点、聴覚障がい以外にも含めた合理的配慮については、先ほど部会長が陶山委員の御発言を拾っていただきましたけれども、障がい者差別解消条例を検討する際に別のアンケートで聞いておりました、当然聴覚障がいの方以外にも含めた共生社会の実現のために必要な内容として調査しておりますので、そちらはそちらで把握しています。

今回は手話言語条例を検討する中で、手話を使う聴覚障がいのある方や、手話は十分ではないかもしれないけれども難聴等で耳が不自由で生活に困っておられる方々の情報保障に関連した合理的配慮を確認する設問としておりますので、今回は、聴覚障がいに特化した形で選択肢を設けさせていただいているところです。

○寄林委員 私も、問7の聞き方に関してはこのままでいいと思っています。「合理的配慮をしているか」といった形になると、先ほど申し上げたように、あくまでも当事者の訴えからスタートするというようなことで、そこにどう対応できているかということになるので、ちょっと違うかなと思います。

問8は頭の中がまだちょっと整理できていないんですが、聴覚障がい者に対する合理的配慮としてどのようなものがあるのかといった聞き方もできるし、単純に「合理的配慮を御存じですか」といった聞き方もできるのかなと思ったりするんですが、無理があるようだったらあまりこだわりません。

○鈴木係長 問8は事務局の願いが込められている設問ではあるんですけども、「知っていますか」だと知っているか、知らないか答えるだけで終わってしまう。設問に答える中で、自分事として「自分たちにはどこまでならできるだろう」と考えていただくきっかけにもしたい、そうすることで皆さんを含めた聴覚障がいのある方がより過ごしやすい社会になると私たちは考えていますので、「自分たちには何ができるだろう」と自分に問いかけてもらいたいという意味で、あえて「どのような配慮をすることができるか教えてください」という設問にしています。

なので、アンケートの設問設計として、寄林委員がおっしゃっていることは本当におっしゃっておりだと思っております。ただ、この言語条例はつくって終わりではなく、陶山委員から使いこなすというお話がありましたけれども、つくった後の社会を考える上では、この聞き方が望ましいの

ではないかと事務局としては考えております。

○寄林委員 私も、知っているかどうかは問8の代わりになるという形で言ったわけではないので、事務局の説明でいいと思います。あまり無理をしない方がいいかなと思います。

○陶山委員 私もふだん福祉の仕事をしていますので、合理的配慮というものを広く浸透させていきたいとは切に願っています。

ただ、何度か話題にさせていただいておりますけれども、商工会議所で「心のバリアフリーの日」ということで、障がい福祉課、高齢者、子供も含めて福祉総務課と進めてきているわけですが、最初、実は「合理的配慮の日」として始めたんです。それで「合理的配慮の日」をやりたいので」と社長様たちに会ったり商店主に会ったりしたんですけども、そこを説明するのに大分時間がかかってしまって、「うちはちょっと無理だわ」みたいなことが多かったんですよね。

そんなことで、広くいろいろな人が溶け合っただけというところ、ソフトな言い方、と言うのがふさわしいかどうか分かりませんが、そんな側面もございました。

切に願っているのは、「心のバリアフリーの日」もそうですけれども、当たり前毎日が心のバリアフリーになれば駄目だねということは言っていて、その言葉が社会に溶け込んでいくことが必要なんだと思うので、あえて溶け込みやすさということと言うと、まずはソフトな言い方ですそ野を広げていきたいという気持ちもございます。

○越智部会長 ありがとうございます。

合理的配慮というのは、基本は当事者ニーズに沿った建設的な会話をするということになっていきます。無理にやるということではなく、その気持ちを含めるのがいいのかなとか。

例えば設問の中に、選択肢の中に「当事者の要望を聞いて、できる範囲をやってみよう」というような、そういう言葉を含めてもいいのではないかなと思います。そういう設問が組めれば合理的配慮の考え方になるかなと思います。

もう一つは、私の考え方ですが、配慮とっていない内容が実は配慮になるということがあると思います。例えば蕎麦屋さん等で、数字で表示されて呼ばれたことが分かるものがありますよね。前は声だけで呼ばれていたのに聞こえない私たちには分からなかったんですけども、今は数字の表示があるから分かりますよね。その番号を見て、自分が呼ばれていることが分かるようになりました。そういう気がつかない配慮というものもあると思います。

その辺りも含めたほうがいいのではないかなと思いますが、事務局ではどうでしょうか。

○鈴木係長 御意見ありがとうございます。

今、お話しいただいたのは、今までだったら声だけで呼び出していたところを文字情報を含めて御案内するということですが、私たちの案内がちょっと足りなくて、設問を修正させていただきたいと思っているんですけども、選択肢の⑪、今「緊急時」という言い方をしているんです

けれども、文字情報で伝えるのは緊急時だけではありませんので、選択肢⑩などを今、越智部会長に言っていただいたことなども踏まえて修正して、音声だけでなく文字情報で伝えるということが分かるようにさせていただきたいと考えています。

ほかに御意見があればいただきたいとは思っていますが、議事録作成を依頼している時間の制限もございますので……

○越智部会長 時間が迫っていますね。

○鈴木係長 ご意見がありましたらぜひこの場で御意見をいただきたいと思います。会議後に整理したいところもございますので、議事録に残る形で御発言をいただいて、発言いただいた内容も含めて、会議後に議事を整理したいと思っておりますがいかがでしょうか。

○越智部会長 ありがとうございます。皆様、言い残したご意見はございますでしょうか。ございませんか？それでは、事務局には皆様からいただいたご意見を踏まえた修正をお願いします。

では、最後の議題は「手話言語条例の検討に関する学習会・懇談会の開催について」です。それでは事務局から説明をお願いします。

○鈴木係長 時間も迫っておりますので、簡単にご説明させていただきます。学習会兼懇談会で変更した個所のみご説明いたします。聴覚障がいの部位別等級2級、3級の方にお手紙を出すので対象者が変わっているのが1つ。あとは、開催日時・開催・開催場所・申込方法・申込期間を記載しているところが追加、変更箇所になります。説明は以上になります。

○越智部会長 これについては皆さんいかがですか。変わったのはここだけのようなので、他になればこのまま進めていいですか。ありがとうございます。それでは終了します。

○鈴木係長 あとは事務局の進行に戻させていただきたいと思えます。今日は貴重なご意見いただきありがとうございます。会議が終了した後に議事の整理をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○篤永係長 越智部会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回（仮称）町田市手話言語条例検討部会を閉会いたします。本日、言い足りなかったご意見がありましたら、アンケート調査票を確定させる都合上、1月23日（金）までにメールかFAXで事務局にご連絡ください。

今後のスケジュールですが、3月1日に手話言語条例 学習会兼懇談会を開催いたします。2025年度内のスケジュールは以上となります。第3回検討部会の日程ですが、アンケート調査と懇談会の結果を取りまとめ後、2026年5月頃に開催を予定しております。日程調整後、開催通知をお送りしますので、ご参加をよろしく申し上げます。また、本日お車でいらした方には、駐車券の無料処理のご案内をいたしますので、事務局へお申し出ください。

それでは、閉会いたします。本日はご出席いただきまして、どうもありがとうございました。